

1. 氏名 早川光俊

2. 連絡先

- ・住所 〒540 - 0026 大阪市中央区内本町 2 - 1 - 19 - 470
- ・電話番号 06 - 6910 - 6301
- ・FAX番号 06 - 6910 - 6302
- ・電子メールアドレス [office@casa.bnet.jp](mailto:office@casa.bnet.jp)

3. 所属（会社名、団体名、部署、役職等）

- ・団体名：特定非営利活動法人 地球環境と大気汚染を考える全国市民会議
- ・役職：専務理事

4. 意見

「建築物に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主の判断の基準」改正案について

該当箇所

1. 建築物の外壁、窓等を通じた熱の損失の防止

意見の趣旨

- 1 建築主及び特定建築物の所有者に対し、「熱の損失の防止を図る」だけでなく、「断熱基準を遵守すること」を明記すべきである。
- 2 特定建築物の所有者に、断熱効率の値を維持するよう求めるべきである。
- 3 建設業者に対し、断熱効率の値を維持する方策を特定建築物の所有者に通知し、また依頼を受けた工事の実施に際し断熱効率の値を維持するよう求めるべきである。

意見の理由

建物の断熱化を図ることは、冷暖房などの建物のエネルギー消費を減少させるためにもっとも効果のある政策であり、京都議定書の削減目標を達成するためには、不可欠の政策である。

しかし、提案されている改正案では、「熱の損失の防止を図る」とか、「配置計画及び平面計画を適切に維持する」とか、「断熱性を適切に維持する」とか、「熱負荷の低減の効果の適切に維持すること」などとなっており、極めて曖昧な既定になっている。

こうした曖昧な既定ではなく、「断熱基準を遵守すること」や「断熱効率の値を維持する」ことを明記することが必要である。

また、実際に建築する建設業者が、もっともこうした技術の情報をもっていると考えられ、建設業者に対し、断熱効率の値を維持する方策を特定建築物の所有者に通知し、また、依頼を受けた工事の実施に際し断熱効率の値を維持するよう求めることが必要である。

#### 該当箇所

2. 空気調和設備に係るエネルギーの効率的利用
3. 空気調和設備以外の機械換気設備に係るエネルギーの効率的利用
4. 照明設備に係るエネルギーの効率的利用
5. 給湯設備に係るエネルギーの効率的利用
6. 昇降機に係るエネルギーの効率的利用

#### 意見の趣旨（上記該当箇所に共通）

- 1 建築主等に、利用可能な最高効率の設備を採用するよう求め、建設業者に対しては、利用可能な最高効率の設備を特定建築物の所有者に通知するよう求めるべきである。
- 2 特定建築物の所有者に、当該機器の効率を維持するよう求め、建設業者に対しては、当初効率を極力維持するための方策を特定建築物の所有者に通知するよう求めるべきである。

#### 意見の理由

空調設備、換気設備、照明設備、給湯設備、昇降設備などを省エネ設備にすることは、増加の著しい民生業務部門における温室効果ガスの削減にとって有効な対策である。

その対策効果を最大限にあげるためには、こうした設備のなかでも、利用可能な最高効率の設備が設置されるよう誘導する必要がある。

そのためには、建築主等に、利用可能な最高効率の設備を採用するよう求めるとともに、利用可能な最高効率の設備について情報をもっている建設業者に対してこうした設備の情報を特定建築物の所有者に通知するよう求める必要がある。

また、特定建築物の所有者に、当該機器の効率を維持するよう求めるとともに、建設業者に対して当初効率を極力維持するための方策を特定建築物の所有者に通知するよう求める必要がある。

#### 「住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主の判断の基準」改正案

#### 該当箇所

- 1 住宅の外壁、窓等を通じた熱の損失の防止

#### 意見の趣旨

1 建築主に、1の(2)と(3)の断熱性の高く、熱負荷の低減が図れるような住宅が、その耐用年数まで維持できるような新築施工を行うことを明記すること。

2 住宅の建設業者に対し1の(1)の配置計画や平面計画、(2)-(3)の断熱性の高く、熱負荷の低減が図れるような方法を建築主に通知し、また依頼を受けてこうした断熱性の高く、熱負荷の低減が図れるような住宅になるような工事を実施することを求めるべきである。

#### 意見の理由

住宅の断熱化を図ることは、冷暖房などの建物のエネルギー消費を減少させるためにもっとも効果のある政策であり、京都議定書の削減目標を達成するためには、不可欠の政策である。

しかし、提案されている改正案では、建築時だけの対策になっており、耐用年数までこうした効果が維持できる保証がない。

また、実際に建築する建設業者が、もっともこうした技術の情報をもっていると考えられ、建設業者に対し、断熱性の高く、熱負荷の低減が図れるような配置計画や平面計画、工事方法を住宅の建築主に通知し、また、依頼を受けた工事の実施に際しこうした断熱性の高く、熱負荷の低減が図れるような住宅になるよう工事するよう求めることが必要である。

#### 該当箇所

- 2．空気調和設備に係るエネルギーの効率的利用
- 3．空気調和設備以外の機械換気設備に係るエネルギーの効率的利用
- 4．照明設備に係るエネルギーの効率的利用
- 5．給湯設備に係るエネルギーの効率的利用
- 6．昇降機に係るエネルギーの効率的利用

#### 意見の趣旨（上記該当箇所に共通）

1 建築主等に、利用可能な最高効率の設備を採用するよう求め、建設業者に対しては、利用可能な最高効率の設備を特定建築物の所有者に通知するよう求めるべきである。

2 特定建築物の所有者に、当該機器の効率を維持するよう求め、建設業者に対しては、当初効率を極力維持するための方策を特定建築物の所有者に通知するよう求めるべきである。

#### 意見の理由

空調設備、換気設備、照明設備、給湯設備、昇降設備などを省エネ設備にすることは、増加の著しい民生家庭部門における温室効果ガスの削減にとって有効な対策である。

その対策効果を最大限にあげるためには、こうした設備のなかでも、利用可能な最高効率の設備が設置されるよう誘導する必要がある。

そのためには、住宅の建築主等に、利用可能な最高効率の設備を採用するよう求めるとともに、利用可能な最高効率の設備について情報をもっている建設業者に対してこうした設備の情報を特定建築物の所有者に通知するよう求める必要がある。

また、特定建築物の所有者に、当該機器の効率を維持するよう求めるとともに、建設業者に対して当初効率を極力維持するための方策を特定建築物の所有者に通知するよう求める必要がある。